

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）のご案内

「調整給付金」とは？

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。（注1）

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては**、定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます。（注2）

<イメージ>

所得税・住民税の定額減税の対象者



支給対象者・支給金額について

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。

支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

<例1> 一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

<例2> 4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者（3人が納税者の税法上の扶養である）の場合

⇒ **定額減税しきれない3人の所得税分の9万円と2人の住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

対象者には順次案内します。

（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

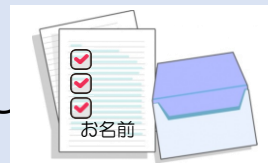
（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ支給されます。

給付金の支給手続き

対象者の方には町から確認書をお届けします。
必要事項の記入と添付書類の準備をお願いします。



- 給付金を受け取るには、**返信が必要**です。
- 支給確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し本人確認書類等と一緒にご返信ください。



確認書による申請期間

確認書がお手元に届いた日～11月15日（金）必着
審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※町が確認書を受理した日から20～30日後を目安に支給します。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。
また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。